

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
対比表

○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分、ゴシック部分は修正部分）

b

修正案	政府案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針等（第三条・第四条）</p> <p>第三章 工場等に係る措置等</p> <p>第一節 工場等に係る措置</p> <p>第一款 総則（第五条・第六条）</p> <p>第二款 特定事業者に係る措置（第七条―第十八条の二）</p> <p>第三款 特定連鎖化事業者に係る措置（第十九条―第三十条の二）</p> <p>第四款 認定管理統括事業者に係る措置（第三十一条―第四十条の二）</p> <p>第五款 管理関係事業者に係る措置（第四十三条―第四十七条）</p> <p>第六款 雑則（第四十八条―第五十四条）</p> <p>第二節 エネルギー管理士（第五十五条―第七十二条）</p> <p>第三節 指定講習機関（第七十三条―第八十三条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針等（第三条・第四条）</p> <p>第三章 工場等に係る措置等</p> <p>第一節 工場等に係る措置</p> <p>第一款 総則（第五条・第六条）</p> <p>第二款 特定事業者に係る措置（第七条―第十八条）</p> <p>第三款 特定連鎖化事業者に係る措置（第十九条―第三十条）</p> <p>第四款 認定管理統括事業者に係る措置（第三十一条―第四十条）</p> <p>第五款 管理関係事業者に係る措置（第四十三条―第四十七条）</p> <p>第六款 雑則（第四十八条―第五十四条）</p> <p>第二節 エネルギー管理士（第五十五条―第七十二条）</p> <p>第三節 指定講習機関（第七十三条―第八十三条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針等（第三条・第四条）</p> <p>第三章 工場等に係る措置等</p> <p>第一節 工場等に係る措置</p> <p>第一款 総則（第五条・第六条）</p> <p>第二款 特定事業者に係る措置（第七条―第十七条）</p> <p>第三款 特定連鎖化事業者に係る措置（第十八条―第二十八条）</p> <p>第四款 認定管理統括事業者に係る措置（第二十九条―第三十条）</p> <p>第五款 管理関係事業者に係る措置（第四十条―第四十四条）</p> <p>第六款 雑則（第四十五条―第五十一条）</p> <p>第二節 エネルギー管理士（第五十一条―第六十八条）</p> <p>第三節 指定講習機関（第六十九条―第七十九条）</p>

第四節 登録調査機関（第八十四条―
第二百二条）

第四章 輸送に係る措置

第一節 貨物の輸送に係る措置

第一款 貨物輸送事業者に係る措置
（第百三条―第百八条の

二）

第二款 荷主等に係る措置（第百九

条―第百二十六条）

第二節 旅客の輸送に係る措置等（第

百二十七条―第百三十二条）

第三節 認定管理統括貨客輸送事業者

に係る措置等

第一款 認定管理統括貨客輸送事業

者に係る措置（第百三十四

条―第百三十七条の二）

第二款 貨客輸送連携省エネルギー

計画等（第百三十八条―第

百四十二条）

第四節 航空輸送の特例（第百四十三

条―第百四十六条の二）

第五章 建築物に係る措置（第百四十七

条）

第六章 機械器具等に係る措置

第一節 機械器具に係る措置（第百四

十八条―第百五十二条）

第二節 熱損失防止建築材料に係る措

置（第百五十三条―第百五十

七条）

第四節 登録調査機関（第八十四条―
第二百二条）

第四章 輸送に係る措置

第一節 貨物の輸送に係る措置

第一款 貨物輸送事業者に係る措置
（第百三条―第百八条

二）

第二款 荷主等に係る措置（第百九

条―第百二十六条）

第二節 旅客の輸送に係る措置等（第

百二十七条―第百三十二条）

第三節 認定管理統括貨客輸送事業者

に係る措置等

第一款 認定管理統括貨客輸送事業

者に係る措置（第百三十四

条―第百三十七条）

第二款 貨客輸送連携省エネルギー

計画等（第百三十八条―第

百四十二条）

第四節 航空輸送の特例（第百四十三

条―第百四十六条

第五章 建築物に係る措置（第百四十七

条）

第六章 機械器具等に係る措置

第一節 機械器具に係る措置（第百四

十八条―第百五十二条）

第二節 熱損失防止建築材料に係る措

置（第百五十三条―第百五十

七条）

第四節 登録調査機関（第八十条―第
九十八条）

第四章 輸送に係る措置

第一節 貨物の輸送に係る措置

第一款 貨物輸送事業者に係る措置
（第九十九条―第百四条

二）

第二款 荷主等に係る措置（第百五

条―第百二十一条）

第二節 旅客の輸送に係る措置等（第

百二十三条―第百二十九条）

第三節 認定管理統括貨客輸送事業者

に係る措置等

第一款 認定管理統括貨客輸送事業

者に係る措置（第百三十条

―第百三十二条）

第二款 貨客輸送連携省エネルギー

計画等（第百三十四条―第

百三十八条）

第四節 航空輸送の特例（第百三十九

条―第百四十二条

第五章 建築物に係る措置（第百四十三

条）

第六章 機械器具等に係る措置

第一節 機械器具に係る措置（第百四

十四条―第百四十八条）

第二節 熱損失防止建築材料に係る措

置（第百四十九条―第百五十

三条）

第七章 電気事業者に係る措置（第一百五

十八条・第一百五十九条）

第八章 雑則（第一百六十条―第一百七十一

条）

第九章 罰則（第一百七十二条―第一百七十

八条）

附則

（基本方針）

第三条（略）

2 基本方針は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、電気の需要の最適化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギー

第七章 電気事業者に係る措置（第一百五

十八条・第一百五十九条）

第八章 雑則（第一百六十条―第一百七十一

条）

第九章 罰則（第一百七十二条―第一百七十

八条）

附則

（基本方針）

第三条 経済産業大臣は、工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換並びに電気の需要の最適化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 基本方針は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、電気の需要の最適化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギー

第七章 電気事業者に係る措置（第一百五

十四条・第一百五十五条）

第八章 雑則（第一百五十六条―第一百六十

七条）

第九章 罰則（第一百六十八条―第一百七十

四条）

附則

（基本方針）

第三条 経済産業大臣は、工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 基本方針は、エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、電気の需要の平準化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギーの使用の合理化等の促進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギーの使用の合理化等に関する事項について、エネルギー需給の

ギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する事項について、エネルギー需給の長期見通し、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する技術水準、気候変動及び持続可能な開発に関する国際的な取組の状況、事業者が行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する自主的な取組の状況その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 3～6 (略)

(中長期的な計画の作成)

第十五条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

ギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する事項について、エネルギー需給の長期見通し、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 3～6 (略)

(中長期的な計画の作成)

第十五条 (同上)

2 | 特定事業者(その設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの

年度の使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除い

長期見通し、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 3～6 (略)

(中長期的な計画の作成)

第十五条 (同上)

(新設)

3 前二項の経済産業省令を定めるに当たっては、特定事業者に過重な負担を課することのないよう十分に配慮するものとする。

4 主務大臣は、特定事業者による第一項及び第二項の計画の適確な作成に資するため、それぞれ必要な指針を定めることができる。

5 (略)

(定期の報告)

第十六条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネ

たエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換（他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。）の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、特定事業者による前二項の計画の適確な作成に資するため、それぞれ必要な指針を定めることができる。

4 (同上)

(定期の報告)

第十六条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネ

2 主務大臣は、特定事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

3 (同上)

(定期の報告)

第十六条 (同上)

ルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況並びに非化石エネルギーへの転換の状況並びに、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(優良な取組の公表)

第十八条の二 主務大臣は、非化石エネルギーへの転換の促進に資するため、特定事業者が行うその設置している工場等における非化石エネルギーへの転換に関する取組のうちその状況が優良なものの公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中長期的な計画の作成)

第二十七条 特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関

ルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)、並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (同上)

(新設)

(中長期的な計画の作成)

第二十七条 (同上)

2 (同上)

(中長期的な計画の作成)

第二十六条 (同上)

し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2
(略)

2| 特定連鎖化事業者（その設置している

全ての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換（他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。）の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(新設)

3

前二項の経済産業省令を定めるに当た

つては、特定連鎖化事業者に過重な負担を課することのないよう十分に配慮するものとする。

4 主務大臣は、特定連鎖化事業者による第一項及び第二項の計画の適確な作成に資するため、それぞれ必要な指針を定めることができる。

5 (略)

(定期の報告)

第二十八条 特定連鎖化事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況並びに非化石エネルギーへの転換の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならぬ。

2 (略)

(優良な取組の公表)

3 主務大臣は、特定連鎖化事業者による前二項の計画の適確な作成に資するため、それぞれ必要な指針を定めることができる。

4 (同上)

(定期の報告)

第二十八条 特定連鎖化事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならぬ。

2 (同上)

2 主務大臣は、特定連鎖化事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

3 (同上)

(定期の報告)

第二十七条 (同上)

2 (同上)

第三十条の二

主務大臣は、非化石エネルギー

への転換の促進に資するため、特定連鎖事業者が行うその設置している工場等及び当該特定連鎖事業者が行う連鎖事業者の加盟者が設置している当該連鎖事業に係る工場等における非化石エネルギーへの転換に関する取組のうちその状況が優良なものの公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中長期的な計画の作成)

第三十九条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(新設)

(中長期的な計画の作成)

第三十九条 (同上)

2| 認定管理統括事業者(当該認定管理統括事業者及びその管理関係事業者が設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の

(新設)

(中長期的な計画の作成)

第三十七条 (同上)

合計量が同条第一項の政令で定める数値未滿である者を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換（他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。）の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（新設）

3 前二項の経済産業省令を定めるに当たっては、認定管理統括事業者に過重な負担を課することのないよう十分に配慮するものとする。

4 主務大臣は、認定管理統括事業者による第一項及び第二項の計画の適確な作成に資するため、それぞれ必要な指針を定めることができる。

5 (略)

(定期の報告)

第四十条 認定管理統括事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及びその管理関係

3 主務大臣は、認定管理統括事業者による前二項の計画の適確な作成に資するため、それぞれ必要な指針を定めることができる。

4 (同上)

(定期の報告)

第四十条 認定管理統括事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及びその管理関係

2 主務大臣は、認定管理統括事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

3 (同上)

(定期の報告)

第三十八条 (同上)

事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む）、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況並びに非化石エネルギーへの転換の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(優良な取組の公表)

第四十二条の二 主務大臣は、非化石エネルギーへの転換の促進に資するため、認定管理統括事業者が行うその設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等における非化石エネルギーへの転換に関する取組のうちその状況が優良なものの公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

例 (登録調査機関の調査を受けた場合の特)

第八十四条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の書面の交付を受けた特定事業

事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (同上)

(新設)

例 (登録調査機関の調査を受けた場合の特)

第八十四条 (同上)

2・3 (同上)

4 第二項の書面の交付を受けた特定事業

2 (同上)

例 (登録調査機関の調査を受けた場合の特)

第八十条 (同上)

2・3 (同上)

4 第二項の書面の交付を受けた特定事業

者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第十六条第一項（非化石エネルギーへの転換の状況に係る部分を除き、第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十七条の規定は、適用しない。

5 (略)

第八十五条 (略)

者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第十六条第一項（第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十七条の規定は、適用しない。

5 (同上)

第八十五条 特定連鎖化事業者（当該特定

連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、確認調査を受けることができる。ただし、第二十九条第一項の規定による指示を受けた特定連鎖化事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第十六条第一項（第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十七条の規定は、適用しない。

5 (同上)

第八十一条 特定連鎖化事業者（当該特定

連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、確認調査を受けることができる。ただし、第二十八条第一項の規定による指示を受けた特定連鎖化事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2・3 (略)

4 第二項の書面の交付を受けた特定連鎖化事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第二十八條第一項(非化石エネルギーへの転換の状況に係る部分を除き、第五十二條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第二十九條の規定は、適用しない。

5 (略)

第八十六條 (略)

2・3 (同上)

い。
4 第二項の書面の交付を受けた特定連鎖化事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第二十八條第一項(第五十二條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第二十九條の規定は、適用しない。

5 (同上)

第八十六條 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。)及びその管理関係事業者が設置している工場等(当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。)におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギー

2・3 (同上)

い。
4 第二項の書面の交付を受けた特定連鎖化事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第二十七條第一項(第四十八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第二十八條の規定は、適用しない。

5 (同上)

第八十二條 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。)及びその管理関係事業者が設置している工場等(当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。)におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギー

2・3 (略)

4 第二項の書面の交付を受けた認定管理統括事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第四十条第一項（非化石エネルギーへの転換の状況に係る部分を除き、第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四十一条の規定は、適用しない。

5 (略)

(中長期的な計画の作成)
第百六条 (略)

を消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、確認調査を受けることができる。ただし、第四十一条第一項の規定による指示を受けた認定管理統括事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2・3 (同上)

4 第二項の書面の交付を受けた認定管理統括事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第四十条第一項（第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四十一条の規定は、適用しない。

5 (同上)

(中長期的な計画の作成)

第百六条 特定貨物輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、そ

を消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、確認調査を受けることができる。ただし、第三十九条第一項の規定による指示を受けた認定管理統括事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2・3 (同上)

4 第二項の書面の交付を受けた認定管理統括事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第三十八条第一項（第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三十九条の規定は、適用しない。

5 (同上)

(中長期的な計画の作成)

第百二条 特定貨物輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第九十九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、

2
(略)

3 前二項の国土交通省令を定めるに当たっては、特定貨物輸送事業者に過重な負担を課することのないよう十分に配慮するものとする。

(定期の報告)

第一百七条 特定貨物輸送事業者は、第二百五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況（貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出

の達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2| 特定貨物輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百三条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

(定期の報告)

第一百七条 特定貨物輸送事業者は、第二百五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況（貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出

その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

(定期の報告)

第百三条 特定貨物輸送事業者は、第一百一条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況（貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出

量に係る事項を含む。)、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況及び貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況に
関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(優良な取組の公表)

第八十二条の二 国土交通大臣は、非化石エネルギーへの転換の促進に資するため、特定貨物輸送事業者が行う貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する取組のうちその状況が優良なものの公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中長期的な計画の作成)

第百十四条 (略)

2 (略)

量に係る事項を含む。)、及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に
関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (同上)

(新設)

(中長期的な計画の作成)

第百十四条 特定荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第百十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に
関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 特定荷主は、経済産業省令で定めると

量に係る事項を含む。)、及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に
関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (同上)

(中長期的な計画の作成)

第百十条 特定荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第百七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に
関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(新設)

3 前二項の経済産業省令を定めるに当たっては、特定荷主に過重な負担を課することのないよう十分に配慮するものとする。

(定期の報告)

第百十五条 特定荷主は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）、**当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況及び当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況**に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (略)

ころにより、定期に、第百十一条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(新設)

(定期の報告)

第百十五条 特定荷主は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）**及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況**に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (同上)

(定期の報告)

第百十一条 (同上)

2 (同上)

(優良な取組の公表)

第一百六条の二 主務大臣は、非化石エネルギーへの転換の促進に資するため、特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する取組のうちその状況が優良なものとの公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中長期的な計画の作成)

第一百八条 (略)

2 (略)

3 前二項の経済産業省令を定めるに当た

(新設)

(中長期的な計画の作成)

第一百八条 認定管理統括荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第一百十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 認定管理統括荷主は、経済産業省令で

定めるところにより、定期に、第一百十一条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(新設)

(中長期的な計画の作成)

第一百十四条 認定管理統括荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第一百七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(新設)

つては、認定管理統括荷主に過重な負担を課することのないよう十分に配慮するものとする。

(定期の報告)

第百十九条 認定管理統括荷主は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況(当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)、**当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況及び当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況**に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(優良な取組の公表)

第百二十条の二 主務大臣は、非化石エネルギーへの転換の促進に資するため、認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に

(定期の報告)

第百十九条 認定管理統括荷主は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況(当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)**及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況**に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (同上)

(新設)

(定期の報告)

第百十五条 (同上)

2 (同上)

係る非化石エネルギーへの転換に関する取組のうちその状況が優良なものの公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中長期的な計画の作成)

第三百三十条 (略)

2

(略)

(中長期的な計画の作成)

第三百三十条 特定旅客輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第二百二十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に關し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2

特定旅客輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第二百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に關し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(中長期的な計画の作成)

第二百二十六条 特定旅客輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第二百二十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に關し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

3 前二項の国土交通省令を定めるに当たっては、特定旅客輸送事業者に過重な負担を課することのないよう十分に配慮するものとする。

(定期の報告)

第百三十一条 特定旅客輸送事業者は、第百二十九条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況（旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む）、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況及び旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況に関し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(優良な取組の公表)

第百三十二条の二 国土交通大臣は、非化石エネルギーへの転換の促進に資するた

(新設)

(定期の報告)

第百三十一条 特定旅客輸送事業者は、第百二十九条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況（旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む）及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (同上)

(新設)

(定期の報告)

第百二十七条 特定旅客輸送事業者は、第百二十五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況（旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む）及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (同上)

め、特定旅客輸送事業者が行う旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する取組のうちその状況が優良なものの公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中長期的な計画の作成)
第百三十五条 (略)

2 (略)

3 前二項の国土交通省令を定めるに当たっては、認定管理統括貨客輸送事業者に過重な負担を課することのないよう十分

(中長期的な計画の作成)

第百三十五条 認定管理統括貨客輸送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百三十一条第一項又は第百二十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 認定管理統括貨客輸送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百三十一条第二項又は第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

(中長期的な計画の作成)

第百三十一条 認定管理統括貨客輸送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第九十九条第一項又は第百二十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

に配慮するものとする。

(定期の報告)

第百三十六条 認定管理統括貨客輸送事業者は、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況(貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む)、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況及び貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(優良な取組の公表)

第百三十七条の二 国土交通大臣は、非化石エネルギーへの転換の促進に資するため、認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者が行う貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへ

(定期の報告)

第百三十六条 認定管理統括貨客輸送事業者は、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況(貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む)及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (同上)

(新設)

(定期の報告)

第百三十二条 (同上)

2 (同上)

の転換に関する取組のうちその状況が優良なもの公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中長期的な計画の作成)
第四百四十四条 (略)

2 (略)

3 前二項の国土交通省令を定めるに当たっては、特定航空輸送事業者に過重な負

(中長期的な計画の作成)

第四百四十四条 特定航空輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第三百条第一項及び第二百二十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 特定航空輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第三百二条第二項及び第二百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

(中長期的な計画の作成)

第四百十条 特定航空輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第九十九条第一項及び第二百二十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

担を課することのないよう十分に配慮するものとする。

(定期の報告)

第百四十五条 特定航空輸送事業者は、第百四十三条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況(貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む)、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況及び貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(優良な取組の公表)

第百四十六条の二 国土交通大臣は、非化石エネルギーへの転換の促進に資するため、特定航空輸送事業者が行う貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの

(定期の報告)

第百四十五条 特定航空輸送事業者は、第百四十三条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況(貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む)及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (同上)

(新設)

(定期の報告)

第百四十一条 特定航空輸送事業者は、第百三十九条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況(貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む)及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (同上)

転換に関する取組のうちその状況が優良なもの公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）（抄）

（傍線部分は修正部分）

<p>修正案</p>	<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、環境、社会等の持続可能性に関し、環境問題及び社会的な課題への取組等を踏まえた新たな事業者の評価制度の在り方並びにエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に係る制度等における当該評価制度の活用^にの拡大並びにそれらを通じた事業者による当該取組等の促進について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>政府案</p>	<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第十三条 （同上）</p> <p>（新設）</p>